

「荷台昇降設備等導入促進助成金」要綱の一部改訂について

今年度より新設いたしました「荷台昇降設備等導入促進助成金」につきまして、要綱の一部を下記のとおり訂正しましたので、お知らせいたします。

【訂正箇所】

- (旧) 助成金額 第5条 助成額は、荷台昇降設備の導入価格（消費税を除く）の1/2以内（千円未満切捨て）とし、1台あたりの上限を20,000円とする。ただし、荷台昇降設備の導入価格（消費税を除く）が助成額より低い場合は、その導入価格（千円単位）を助成額の上限とする。
- (新) 助成金額 第5条 助成額は、荷台昇降設備の導入価格（消費税を除く）の1/2以内（千円未満切捨て）とし、1台あたりの上限を20,000円とする。
~~ただし、荷台昇降設備の導入価格（消費税を除く）が助成額より低い場合は、その導入価格（千円単位）を助成額の上限とする。~~

【訂正理由】

助成金額の明確化のため

【適用日】

令和8年4月1日

【お問い合わせ先】

長野県トラック協会 総務部 大井

※長野県トラック協会ホームページには訂正後の要綱を掲載します。